お金の心配なく大学や専門学校で学びたい生徒のみなさんへ

2020年4月から新制度がスタートしています!

対象 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容 大学・短大・高専（4～5年）・専門学校の

授業料・入学金の **免除／減額** ＋ 給付型奨学金の **支 給**

返済不要！

申請期間 2022年4月以降（学校ごとに異なります）
※2021年度は終了していますが、進学後に大学等にて申し込むことができます。

○授業料等減免と給付型奨学金（生活費）を併せた手厚い支援が受けられます。

「高等教育の修学支援」公式キャラクター
【まねこ先生（左）とまなびーニャ（右）】

○高校等ごとの推薦枠（人数上限）はありません。

（注）高校等には、高等専門学校（3年次）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。

○高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。

○進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。（成績次第で警告や支援の打切りもあります。）

くわしい情報はこちら

文部科学省
特設HP

高等教育の修学支援
LINE公式アカウント

日本学生支援機構
進学資金シミュレーター

「学びたい気持ちを応援します」
（制度全体の概要を確認できます。）

「給付奨学金シミュレーション」
（自身が対象となるかなどを大まかに調べられます。）

支援内容や手続きなどの相談窓口

○日本学生支援機構　奨学金相談センター
電話：0570－666－301（月～金，9:00～20:00）
＊土日祝日，年末年始を除く。通話料がかかります。
＊給付型奨学金のほか，貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。

○各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
進学を目指す大学や専門学校の授業料等減免制度については，各学校の学生課や奨学金窓口に相談してみましょう。

高等教育の修学支援新制度について　（実施時期：令和2年4月1日）

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年５月10日成立）

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【支援内容】①授業料等減免制度の創設　②給付型奨学金の支給の拡充
【支援対象となる学生】住民税非課税世帯　及び　それに準ずる世帯の学生
【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和４年度予算額（案）　5,196億円

授業料等減免　2,671億円※
給付型奨学金　2,525億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る地方負担分（405億円）は含まない。

国・地方の所要額（案）　5,601億円

授業料等減免

○　各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約８万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約７万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○　日本学生支援機構が各学生に支給
○　学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立　大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立　高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立　大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立　高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の２／３又は１／３を支援し、支援額の段差を滑らかに

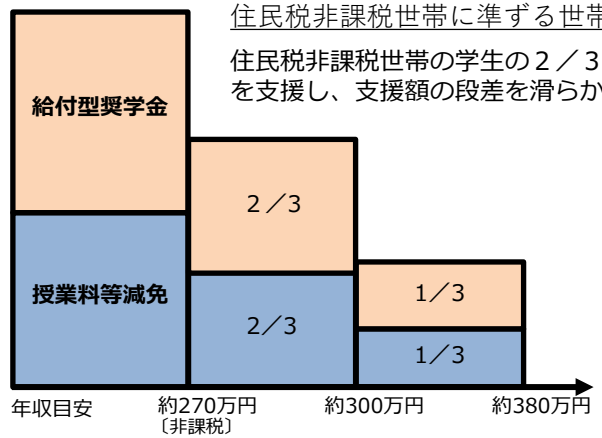

（両親・本人・中学生の家族４人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる）

支援対象者の要件

○　進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
○　大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
○　学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
○　経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm）

高等教育の修学支援新制度の対象機関について

令和3年12月24日現在

区 分	学校数（R3.12.24） A	確認校数（R3.4.1） B	新規確認校数（R3年度） C	確認取消校数（R3年度） D	確認校数（R4.4.1） E=B+C−D	（参考）要件確認割合 E/A
大学・短期大学	1,091	1,065	6	1	1,070	98.1%
高等専門学校	57	57	―	―	57	100%
専門学校	2,686	1,965	54	7	2,012	74.9%

（注1）学校数（R3.12.24）には、大学院大学（25校）、募集停止決定済（75校）、休校状態（86校）を含まない。また、廃校又は統廃合により確認校でなくなる予定の10校も含まない。

（注2）令和3年12月24日現在における要件確認を受けた新設大学等（8校）についても、学校数（R3.12.24）、新規確認校数（R3年度）、確認校数（R4.4.1）に計上。

（注3）確認大学等は、毎年5月1日から6月末までに更新確認申請書を機関要件確認者へ提出し、機関要件確認者は、8月下旬頃に次年度の確認大学等を公表する。

文部科学省 特設ホームページで、対象機関リストを公表しています。

高等教育の修学支援新制度　スケジュール

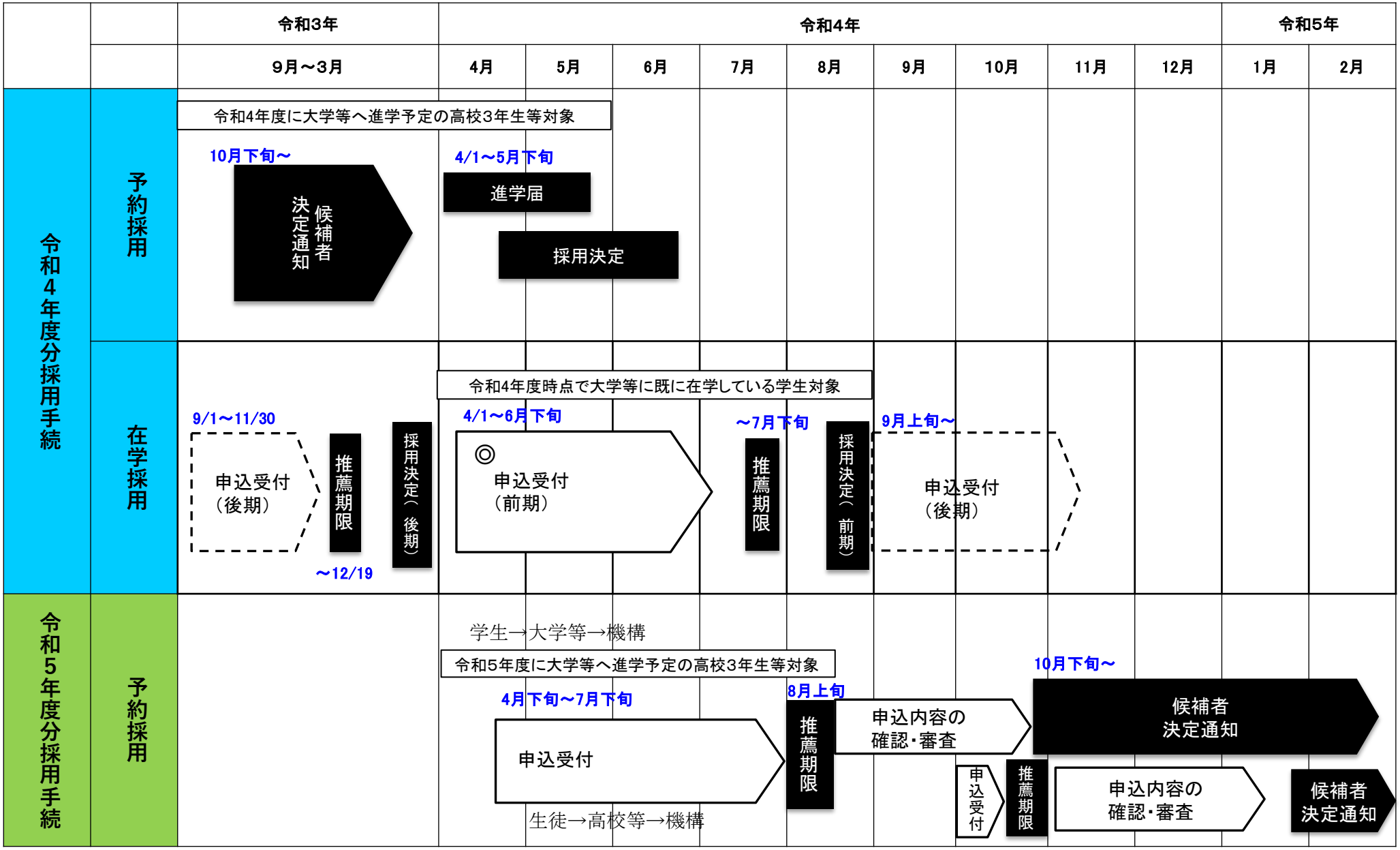

（注１）上記は給付型奨学金の申込手続を示したもの。給付型奨学金の対象者は授業料等減免の対象者にもなる。学生は、各大学等が定める時期に、授業料等減免の申込手続を行う。
（注２）令和4年度の申込受付、推薦期限、申込内容の確認・審査、候補者決定通知、採用決定等の時期は予定である。
（注３）機構は日本学生支援機構を指す

進学資金シミュレーターの概要　＜日本学生支援機構＞

大学・専門学校等への進学を考えている生徒や保護者が、進学の資金計画を立てる際に、HP上で自身の家計の情報等を入力することで、**①受けられる奨学金の種類**、**②受けられる奨学金の金額**、**③進学後の学生生活を送るための収支**を試算できるシミュレーションツール。

（URL：https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html）

QRコード

資金シミュレーターのイメージ（「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」）

トップ画面

選択画面

利用したいシミュレーションを選択

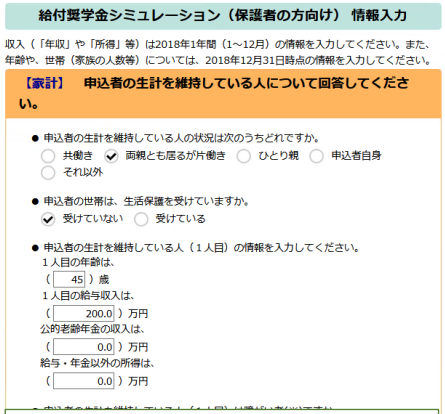

入力画面

収入額等に関する情報を入力

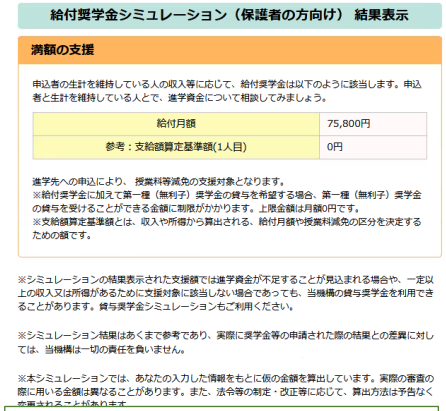

結果表示画面

支援される金額等が表示

進学資金シミュレーター

奨学金選択シミュレーション

給付奨学金シミュレーション（生徒・学生の方向け）

生計維持者、世帯構成、進学希望先等に関する**簡易な情報の入力**で、世帯の**年収がどのくらいであれば、どのくらいの額の支給が受けられるか**を表示。どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか、簡単に知ることができる。

給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）

生計維持者、**収入額**、世帯構成、進学希望先等に関する**詳細な情報の入力**で、**支給の可否**や**その条件に応じた支給月額**を表示。自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できる。

貸与奨学金シミュレーション

世帯構成、収入額、進学希望先等に関する情報の入力で、貸与を受けることができる奨学金の種類（無利子奨学金か、有利子奨学金か）と貸与月額を表示。

学生生活費シミュレーション

家庭からの仕送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額を判断するための情報が表示される。

〔参考〕奨学金貸与・返還シミュレーション　貸与型奨学金（無利子・有利子奨学金）について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することになるかを試算可能

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）
～生活保護世帯・社会的養護を必要とする者の場合～

1．授業料等減免の上限額（年額）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約８万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約７万円	約17万円	約16万円	約59万円

※夜間部や通信課程の場合、減免額が異なります。

2．給付型奨学金の支給額

		居住に要する費用の支援が必要ない者		**左記以外** ※本人が居住費を負担している場合	
		月額	（参考）年額	月額	（参考）年額
大学、短大、専門学校	国公立	33,300円	約40万円	66,700円	約80万円
	私立	42,500円	約51万円	75,800円	約91万円
高専	国公立	25,800円	約31万円	34,200円	約41万円
	私立	35,000円	約42万円	43,300円	約52万円

※大学等進学後も、引き続き、施設等や里親、生活保護世帯の父母等のもとから通学する場合は「居住に要する費用の支援が必要ない者」になります。

※通信課程の場合は、上表に関わらず、年額51,000円となります。

3．所得・資産の要件の確認

（１）生活保護世帯の出身者

父母が「生活扶助」を受けていれば、非課税世帯として支援対象となります。

（２）社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）

本人の所得・資産のみで判定し、低所得であれば、支援対象となります。

（社会的養護を必要とする者とは）
満18歳となる日の前日（又は高校卒業時点）（申込時点で18歳になっていない場合は申込時点）において、
- 児童養護施設等（児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）を含む。）に入所していた者
- 里親等（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者を含む。）のもとで養育されていた者

が該当します。

✓ 本人に相当の所得や資産がある場合、上表の額の支援が受けられない場合があります。
（所得について、本人（未成年）の年収が額面で200万円を超えるような場合でなければ、判定には影響しません。）

✓ 学業成績・学修意欲やその他の対象者要件を満たさない場合、支援の対象外となります。